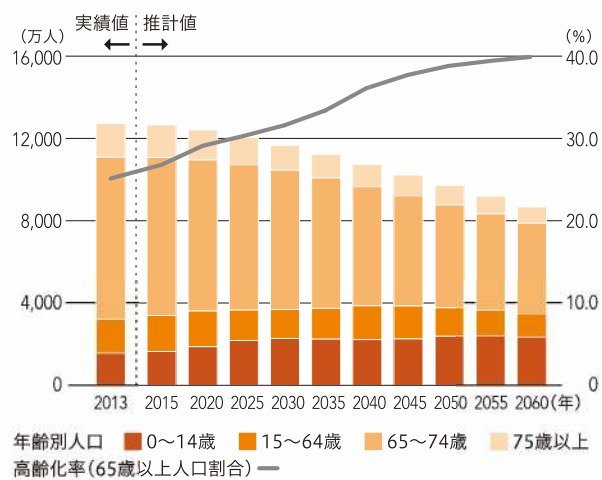


金融機能を生かした 超高齢社会問題への対応

日本では少子化が進展し、急速に人口が減少しています。さらに65歳以上の高齢者が25%と世界に例を見ない超高齢国となり、さまざまな社会の歪みが現れ始めています。三井住友信託銀行(以下、SMTB)は、金融機能を生かしたシニア世代のお金の問題への解決策の提案やさまざまな情報の提供など、お客さまが健康で心豊かに年齢を重ねる「サクセスフル・エイジング」を積極的にサポートしています。

高齢化の推移と将来推計



資料: 2013年は総務省「人口推計」(2013年10月1日現在)、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

サクセスフル・エイジング

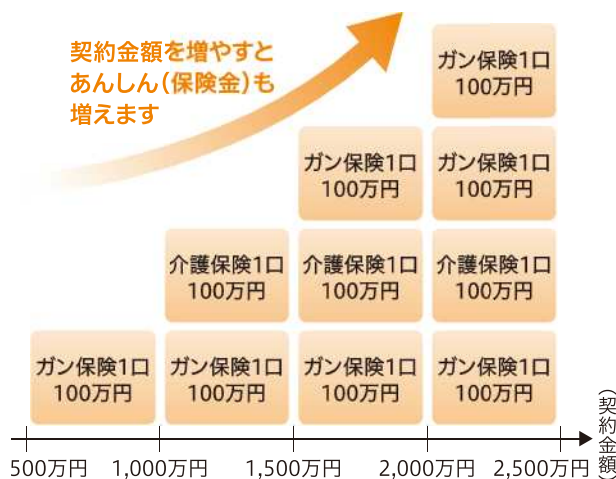
1. 自分らしいライフスタイルを維持するために

ラップ口座・人生安心パッケージ

SMTBの投資一任運用商品(ラップ口座)は、お客さまにふさわしい運用プランを提案し、投資一任契約を結ぶことで、運用に係る投資判断や売買、管理などを、SMTBがお客さまに代わって一括して行う商品です。ラップ口座に申し込まれたお客さまで、満40歳～満65歳の方は、ガン保険・介護保険を付帯するサービス「人生安心パッケージ」に無料で申し込むことができます(保険料はSMTBが負担します)。

人生安心パッケージの仕組み

ラップ口座の契約金額500万円ごとに、ガンまたは介護のいずれかの保険金100万円(1口)をご用意します。契約金額を追加投資で増やすことにより、ガンと介護とを組み合わせた保障水準を積み上げていくことが可能です。



※ イメージ図

外貨革命・安心パッケージ

2014年12月、SMTBはカーディフ損害保険会社との共同により、外貨定期預金(愛称:外貨革命)にガン・介護の保障を無料で付帯する業界初のサービスとして「外貨革命・安心パッケージ」を開発しました。

この商品は外貨革命(預入期間:1年、自動継続)に申し込まれた満40歳～満65歳の方を対象とするもので、預入

金額300万円を1口として、お客さまがガンにより通算31日以上入院した場合、または「要介護2」以上に認定された場合、1口につき50万円の保険金をご用意するものです。外貨革命の契約が継続する限り保障も続き、お客さまの保険料負担もありません(保険料はSMTBが負担します)。

リバースモーゲージ

リバースモーゲージは、豊かなセカンドライフをサポートするためのローンです。SMTBは2005年3月、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」の取り扱いを始めました。ご自宅を担保に、年金のように毎年一定額を受け取れる方法と、設定した一定の枠内で随時受け取れる方法があります。

なお、本商品は事業性資金を除き、資金使途は自由のため、余暇を楽しむための資金だけでなく、ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用することができます。

住み替え・リフォーム

リフォームローン

住み慣れたご自宅に住み続けるには、バリアフリーや介護に対するリフォームの備えが必要な場合も出てきます。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、リフォームローンにより、お客さまが快適な老後の生活を送れるよう住まいづくりをサポートしています。

不動産売却つなぎローン

家族構成やご自身の健康状態に合わせて、ご自宅を売却し老人ホームや交通の便の良いマンションへの住み替えを希望される方も少なくありません。三井住友トラスト・ローン&ファイナンスは、お客さまが大切な不動産を売り急ぐことがないよう、不動産売却つなぎローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

また、ご自宅の売却・新たな住まい探しは、不動産仲介会社の三井住友トラスト不動産がお手伝いしています。

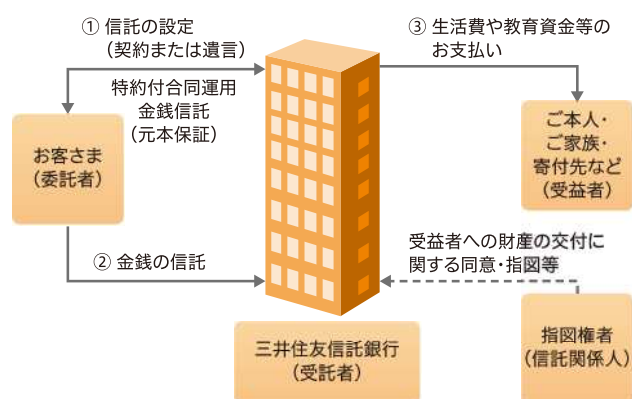
2. 老後の資産を安全に管理するために

安心サポート信託(金銭信託型)

SMTBは、お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品「安心サポート信託」を取り扱っています。安心サポート信託には、「金銭信託型」「生命保険信託型」の二つの商品タイプがあります。

「金銭信託型」は、信託の受益者をご本人とする(自益信託)、もしくはご本人以外の方とする(他益信託)ことにより、ご本人やご家族、寄付先など、お客さまのご意向に沿った形で信託財産を交付していくことができます。例えば、老人ホームに入居を検討しているが、大切な財産の管理・保全を任せられる人がおらず、将来認知症になったときを心配されている場合、SMTBがお客さまに代わり月々の老人ホーム使用料を確実に支払っていくことができます。

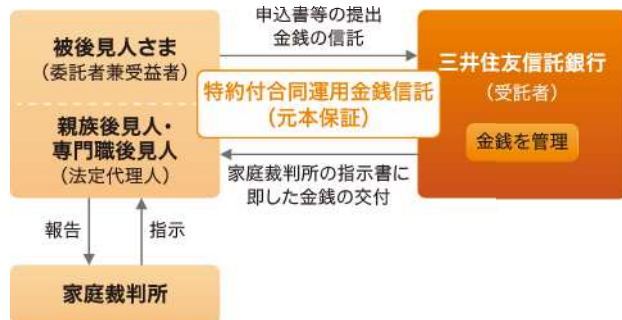
「金銭信託型」の仕組み



後見制度支援信託

後見制度支援信託は、被後見人さまの財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資するための信託です。信託金

後見制度支援信託



は、家庭裁判所の指示書に基づいて設定された特約によって、定期的に一定額が被後見人さまに交付されます。

成年後見制度とは

認知症や知的障がいなどによって、物事を判断する能力がない方の権利を守るため、後見人を指定し、本人を法的に守るのが成年後見制度です。

すでに判断能力が十分でない人を家庭裁判所が決定した後見人等が支援する「法定後見制度」と将来の能力低下に備える「任意後見制度」があります。

法定後見制度は本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの制度を利用できます。

成年後見人は

家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。本人が必要とする支援の内容などによっては、申し立ての際に挙げられた候補者以外の方(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や、法律または福祉に関わる法人など)を選任することもあります。

成年後見人の役割は

本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示等を受けることになります(これを「後見監督」といいます)。

(出所:家庭裁判所)

成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

SMTBは、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートおよび一部の各地弁護士会と協定を結んでおり、成年後見制度に関する相談や、利用を希望されるお客さまのリーガルサポート、各地弁護士会へのお取り次ぎを行っています。また、お客さまには、リーガルサポートが推薦する司法書士、あるいは、各地弁護士会が推薦する弁護士にご相談いただくことができます。

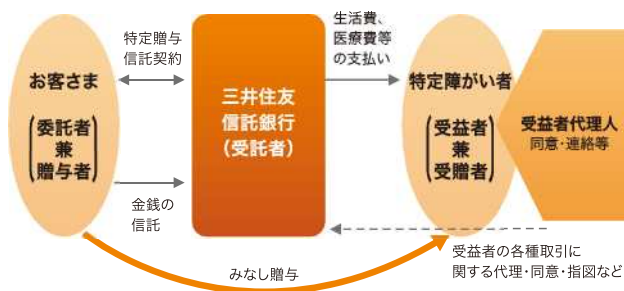
安心サポート信託の指図権者や同意者として親族に適当な方がいない場合は、信頼できる弁護士または司法書士と「任意後見契約」を結び、その弁護士または司法書士を安心サポート信託の指図権者・同意者とすることもできます。このような「任意後見」と「信託」の連携により、お客さまの「身上監護」と「財産管理」がより万全なものとなります。

3. ご家族・ご親族の生活のために

特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、SMTBが合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わって特定障がい者の方にお渡しする商品です。

特定贈与信託の仕組み



受益者となる「特定障がい者」は、障がいの程度によって「特別障がい者」と「特別障がい者以外の特定障がい者」に分けられており、「特別障がい者」の方は6,000万円、「特別障がい者以外の特定障がい者」の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

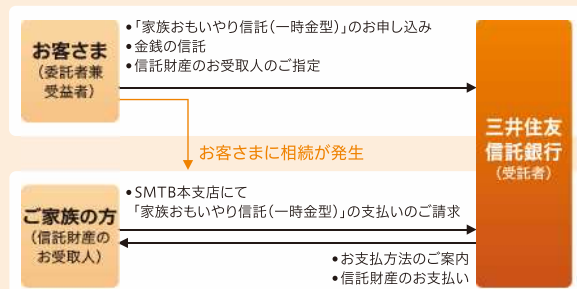
安心サポート信託（生命保険信託型）

安心サポート信託（生命保険信託型）は、プルデンシャル生命保険株式会社と共同開発した商品で、生命保険金の交付方法・用途などをあらかじめ柔軟に設計することができます。例えば、ご自分が亡くなられても生命保険金を保全しながら子どもの学資として必要な時期に必要な支払いが可能になります。

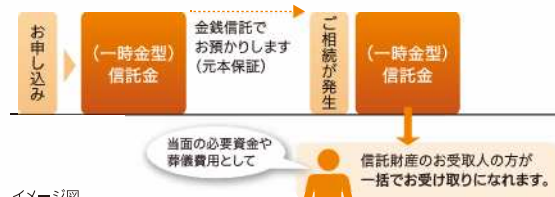
家族おもしろ信託（一時金型）

相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもしろ信託（一時金型）」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を当面の必要資金や葬儀費用としてお支払いする商品です。

家族おもしろ信託（一時金型）



信託財産のお受取人の方が、一括でお受け取りになれます。



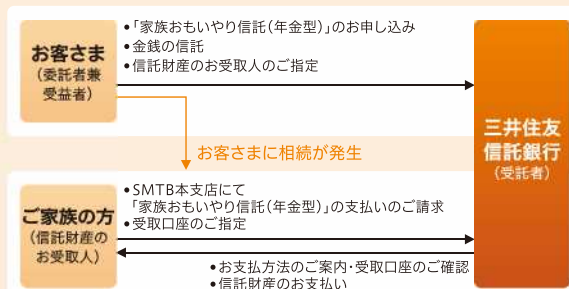
イメージ図

家族おもしろ信託（年金型）

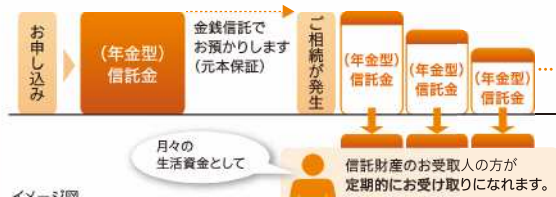
お客さまに相続が発生した後、のこされたご家族の方が安心して生活できるよう、お預かりしている信託財産を定期的にお支払いする商品です。

あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に、月々の生活資金を定期的にお支払いすることで、お預かりした信託財産を管理し、ご家族を支えます。

家族おもしろ信託（年金型）



信託財産のお受取人の方が、定期的にお受け取りになれます。



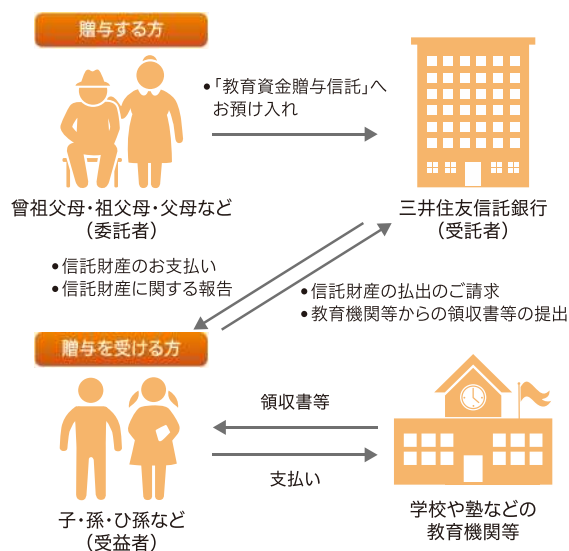
イメージ図

4. さまざまな資産を次の世代へ円滑に承継するために

教育資金贈与信託〈愛称:孫への想い〉

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能となりました。

本商品を通じて、お孫さま等への教育資金としてSMTBにお預け入れいただいた場合、SMTBはお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。お預け入れいただいたご資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであれば、お孫さま等1人当たり1,500万円まで贈与税が非課税となります。



暦年贈与サポート信託

暦年贈与サポート信託は、ご親族の方に生前贈与をする際の「贈与契約書」の作成などのお手続きをサポートするサービスです。贈与に必要な書類などは毎年SMTBからご案内しますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。このサービスにより、生前贈与を簡単に行うことができます。また、年に一度、贈与をした方、贈与を受けた方の双方に、贈与報告書をお送りします。

エステートプランニング

エステートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート(コンサルティング)を行うサービスです。SMTBは、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長

年にわたり培ってきたノウハウにより、さまざまなコンサルティングを行います。

遺言信託

SMTBでは、お客さまのご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。遺言信託には次の二つのコースがあります。

執行コース: 遺言書を保管し、相続開始時には遺言の執行をお引き受け致します。

保管コース: 遺言書を保管し、相続開始時には遺言書を相続人の方々にお渡し致します。

また、ご自身の遺産を「社会・公益のために役立てたい」とお考えの方には、「遺贈による寄付制度」を案内しています。これはSMTBが提携した公益財団・社団法人、学校法人、認定NPO法人などに遺贈(遺言による寄付)を希望する方を、SMTBの「遺言信託業務」の機能を通じてサポートする制度です。

お客さまのご意思に沿って、さまざまな資産を次の世代へ確実に承継します。



相続手続トータルサービス

SMTBは、複雑な相続手続を円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。具体的には、相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行・サポートを行います。

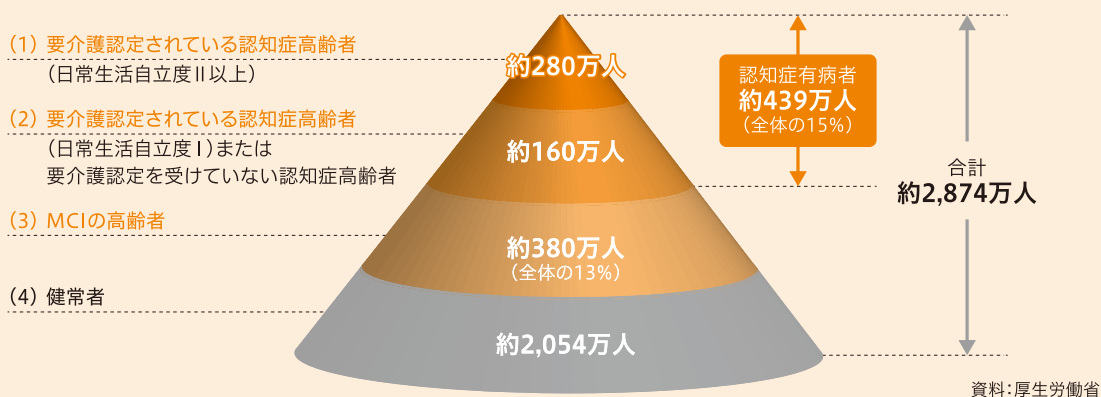
- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更(各金融機関の所定の手続きを代行します)
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス

5. 認知症問題への対応

「認知症」とは老いに伴う病気の一つです。代表的なアルツハイマー型をはじめとして認知症は、脳の機能が低下することによって、記憶・判断力の障がいなどが起こり、社会生活や対人関係に支障が出ます。高齢化の進展とともに、日本における認知症の人数は急増しており、65歳以上の高

齢者では7人に1人程度、認知症の前段階と考えられているMCI(Mild Cognitive Impairment)の人も加えると4人に1人の割合となります。このことは、当グループのお客さまにおいても一定割合で認知症に罹患される方がおられることを意味します。

65歳以上の高齢者における認知症の現状（2010年時点の推計値）



認知症に関する産学連携への参画

SMTBは、京都府立医科大学が主導する文部科学省「革新的イノベーション創出プログラム拠点」トライアルに採択された「高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点」事業に参画しています。SMTBは、このプログラムにおける金融サテライトチームに所属し、認知症患者との対面営業や商品開発などに関わる貴重な意見を、精神医学、心理学、介護現場などの見地からいただいています。

2014年10月には、金融サテライトチームメンバーを招き、ステークホルダーダイアログを行いました。認知症を患う高齢者の方がさまざまなトラブルに巻き込まれている現状を踏まえ、窓口対応や商品開発面でSMTBに期待する点は何か多くの意見を頂戴しました。こうした現場の意見は大変有益であり、今後の取り組みに生かしていきたいと考えています(9頁参照)。



認知症サポーター養成講座

認知症サポーターの育成は、厚生労働省が「認知症になっても安心して暮らせるまち」の実現を目指した取り組みです。SMTBは、認知症サポーターとして社員を育成することを目的に、全国の営業店で、認知症サポーター養成講座を実施しています。参加した社員は、認知症の症状や金融機関で起こりうる問題、認知症の方への対応方法などについて約1時間の講座を受講した後、認知症サポーターとして認定されます。これにより、多くの社員が認知症に対する理解を深めています。

高齢者シンポジウムへの参加

SMTBは、千葉大学・慶應義塾大学が共催したシンポジウム「高齢化社会を支える社会システム創成に向けた課題と展望」の協賛会社となりました。本シンポジウムではパネルディスカッション「高齢者の財産管理と地域社会の新しいあり方」にもパネラーとして参加しました。



6. 超高齢社会に関するリテラシーの向上

生・活知識検定試験の受験

高齢者の健康と福祉、社会参加、衣食住、お金のこと、メンタルケアなどを広くカバーする学際的な研究分野は老年学（ジェロントロジー）と呼ばれています。SMTBは、個人のお客さまと接触する機会が多いリテール業務の社員向けの集合研修「リテールカレッジ」において老年学講座を設置し、高齢社会問題に対する社員のリテラシー向上を図っています。本研修の受講後、受講者は特



定非営利活動法人「生活・福祉環境づくり21」が主催する「生・活(いきいき)」知識検定試験を受験しました。

老年学講座の内容

- 幸せな高齢社会の基盤、ウェル・ビーイング
- 体の健康
- 心の健康
- コミュニケーション
- 老化予防
- 生活
- 社会交流
- 地域活性化と新しいビジネス
- 介護予防
- 介護保険と介護
- 医療と年金
- 暮らしの安全・安心

ILC-Japanとの連携

SMTBは、老年学の国際連携組織である国際長寿センター（International Longevity Center）の日本組織ILC-Japanの企画運営委員となっており、同団体主催の「長寿社会研究会」において、超高齢社会における企業のあり方の研究に参画しています。2014年2月にはILC-Japanの機関誌「長寿社会グローバル・インフォメーションジャーナル特集号」に「超高齢社会における金融機関の役割」を寄稿しました。



21世紀金融行動原則「持続可能な地域支援ワーキンググループ」

三井住友トラスト・ホールディングスは、21世紀金融行動原則（123頁参照）において「持続可能な地域支援ワーキンググループ」を組成し座長（西武信用金庫との共同）に就任しています。2014年度は地域包括ケアをテーマに研究を進めています。6月には東京財団の三原岳研究員兼政策プロデューサーをお招きし、「地域包括ケアの現状と地域金融機関への示唆」の講演をいただいたほか、9月には埼玉県幸手市において東埼玉総合病院を中心に展開されている地域包括ケアの現場を視察しました。

振り込め詐欺防止に向けた取り組み

SMTBは、社員が振り込め詐欺防止のポイントを再確認することを目的に、全国の営業店で社員を対象とした振り込め詐欺防止講座を実施しています。講座は警察署の方にご協力いただき、地域における振り込め詐欺発生状況、犯行手口、未然防止のポイントを解説していただくとともに、振り込め詐欺のロール

プレイングも実施しています。

また、日頃から支店の店頭では、振込手続きをされるお客さまへのお



声掛けや、内容確認の徹底を行っており、2014年度は32件の振り込め詐欺被害を未然に防ぎました。また、16の支店がその貢献に対し、地元警察署から表彰されています。

SMTBは、今後もお客さまへの積極的な声掛けを行い、犯罪の未然防止に努めていきます。

表彰店部一覧

一宮支店	横須賀支店	横浜支店	岡山中央支店
荻窪支店	所沢駅前支店	松戸支店	沼津支店
上野支店	石神井支店	大宮支店	町田支店
津田沼支店	東京中央支店	北九州支店	立川支店

※ 横浜・石神井・大宮・荻窪・松戸は2回表彰

7. 超高齢社会問題に関するお客さま向けセミナー

シルバーカレッジ

SMTBは、全国の支店で老年学をベースとした知識を最も必要とするシニア世代のお客さまを対象に、セミナー「シルバーカレッジ」を開催しています。多岐にわたったテーマは参加者から大変好評をいただいています。



市川支店で開催したシルバーカレッジ



シルバーカレッジのチラシ

2014年度開催シルバーカレッジ講座メニュー例

	第1回：老後の生活の安全と安心	第2回：老後の住まいの選択肢	第3回：もしものとき…備えは大丈夫？
講座名	高齢者の健康の常識と非常識 ～肉を食べる人は長生きする～	住み続けるという選択肢 ～建て替えとリフォーム～	認知症を正しく理解し安心の備えを ～介護の最前線からのアドバイス～
	振り込め詐欺への備えは万全？ ～「私だけは大丈夫」が一番危険～	高齢者住宅という選択肢 ～老人ホームの選び方～	納得できる旅立ちのために ～人生の最期をどう迎えるか～
	あなたの資産どう守る？ ～増やす運用から守る運用へ～	住み替えのバリエーション ～老いる前に考えておこう～	知っておきたい「成年後見制度と相続・遺言」 ～今から準備できること～

8. 超高齢社会を支える施設を組み込んだ不動産証券化ビジネス

ヘルスケア施設の証券化業務

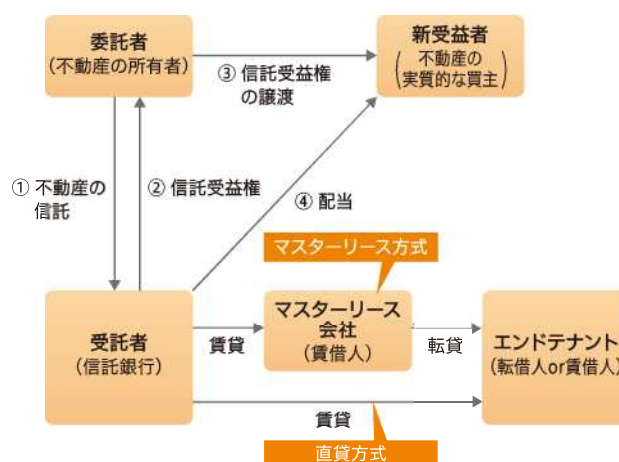
SMTBは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、病院などのヘルスケアアセットを組み込んだ不動産投資信託(REIT)や私募ファンドに係る証券化業務に積極的に取り組んでいます。2014年11月現在、合計30物件、資産規模およそ600億円の資産を受託しています。

このREITや私募ファンドに係る証券化業務においては、不動産管理処分信託の仕組みを活用しています。不動産管理処分信託業務とは、委託者(不動産の所有者)が受託者(信託銀行)に不動産の所有権を移転した上で、受託者が受益者の指図に基づいて対象不動産の管理・運用・処分を行い、発生した収益(主に賃料収入から経費を控除したもの)を受益者に配当する業務です。

SMTBは不動産業界におけるパイオニアとして、これまで数々の先駆的な不動産管理処分信託案件に取り組んできました。不動産証券化ビジネスにおいても多数の受託実績を抱え、対象物件もオフィス・住宅・ホテル・物流施設・商業施設など、幅広いアセットに対応しています。SMTBの不動産信託受託資産額は約11兆円(2014年11月現在)と、国内信託銀行第1位の実績です。

さらに、SMTBは証券化ビジネスに加えREITの資産保管や一般事務も受託しており、2014年12月に設立されたヘルスケア&メディカル投資法人(SMTB受託)では、お客さまと連携して、さまざまなサポート業務を行っています。

不動産管理処分信託の概要



- ① 委託者(不動産の所有者)は、受託者(信託銀行)に対象不動産を信託します(対象不動産の所有権は委託者から受託者に移転します)。
- ② 委託者はその対価として信託受益権を取得し、当初受益者となります。
- ③ 委託者は当該信託受益権を買主(新受益者)に譲渡します。
- ④ 受託者は、対象不動産の運用にて得られた収益を新受益者に対して配当します。